コープの介護・認知症保険にご加入の皆さまへ

令和9年1月始期版

令和9年1月1日以降保険始期契約について、介護関連特約の支払条件に関する改定を行っています。
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットP3または、P7に掲載の二次元コードから重要事項等説明書をご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。



介護マスコットキャラクター「かいごん」



認知症マスコットキャラクター「たっちー」

楽しく長生きをするために

介護と認知症、ふたつに備えるコープの保険

人生100年時代に安心な毎日を。

更新型

コープの介護・認知症保険

医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)等セット団体総合保険

生協組合員と ご家族 の介護・認知症保障

団体割引 28.51%適用

認知症プランも団体割引でお得に加入できます!

新規加入対象年齢 介護プラン 0歳~満79歳 / 認知症プラン 18歳~満79歳 継続 満89歳まで

「自分の介護は…」
家族に負担をかけないために。

「介護はお金かかりそう…」
介護費用の補償で安心して介護準備を。

「認知症も不安…」
認知症プランで費用面の備えを。

介護一時金

被保険者 満55~59歳の場合

500万円コース

傷害死亡保険金100万円
(天災危険補償特約セット)

＼お手ごろな保険料!／
月払保険料 900円

団体契約で28.51%の割引率

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となったとき、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し、30日を超えて継続した場合にお支払い!

新規加入 0歳~満79歳まで 加入OK!
交通事故で要介護になった場合も給付

継続 満89歳まで

認知症一時金

被保険者 満55~59歳の場合

100万円コース

※軽度認知障害は対象外です。

＼お手ごろな保険料!／
月払保険料 590円

団体契約で28.51%の割引率

医師によってはじめて認知症と診断確定された場合に一時金をお支払い!

新規加入 18歳~満79歳まで 加入OK!

継続 満89歳まで

ふたつの備えで大きな安心・・・

様々な介護にかかる費用として
まとまったお金で受け取れる一時金をお使いいただけます。



初期平均費用 74万円

介護用ベッド購入(注)

住宅改造

介護平均費用 581万円
介護平均期間 5年1か月

月々の平均費用 8.3万円

通院までの交通費や付き添い介助

通所リハビリテーション

訪問介護 入浴や食事

(注)介護保険でベッドなどの福祉用具をレンタルすることも可能です。
※過去3年間に介護経験がある人への調査 ※生命保険文化センター「2021年度生命保険に関する全国実態調査」を参考に作成

認知症になった場合に

・専門医での継続診療等 医療費年額47.5万円
・投薬治療年額 90万円(3割負担)
高額療養費制度適用で14.4万円

大手A社の家事・見守り費用:
平日2時間1.1万円
週1回、年間(50週)で55万円



損保ジャパン調べ (2025年7月7日現在)

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

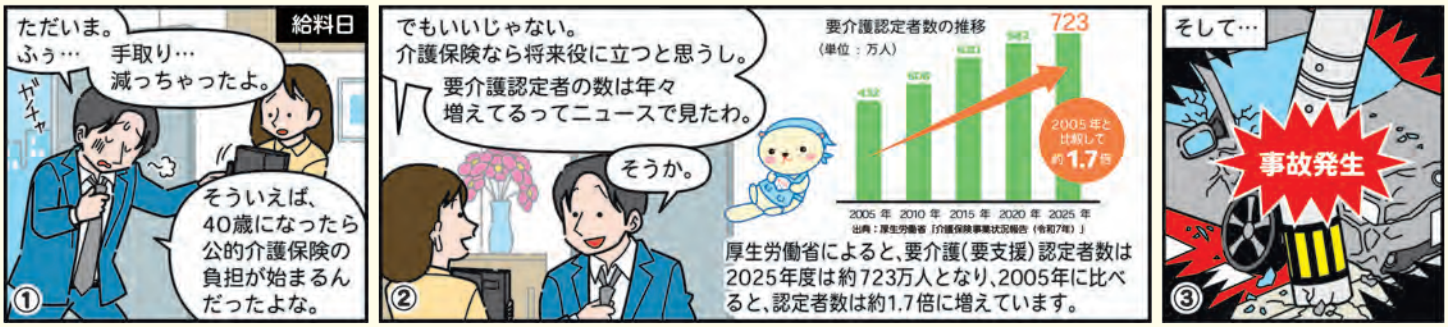
お問い合わせはお気軽にどうぞ!

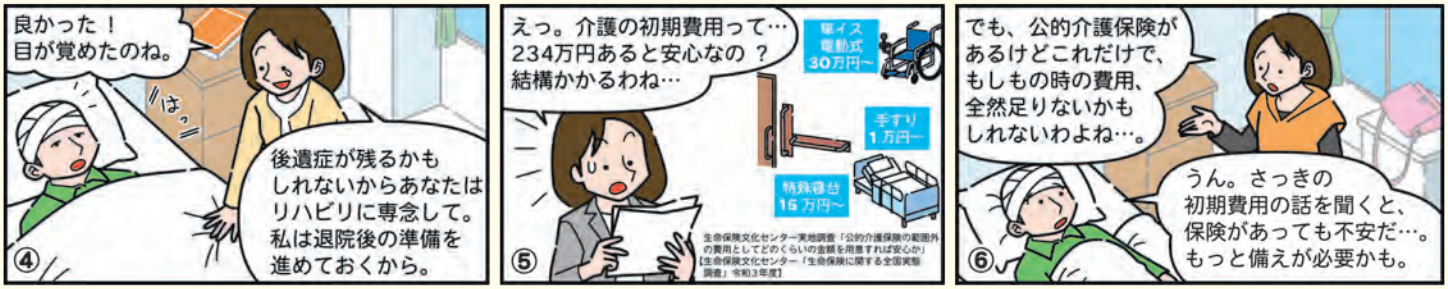
【取扱代理店】
株式会社 東都ライフサービス
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3 VORT 笹塚10F
TEL.0120-17-7625

◆引受保険会社／損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
◆〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル12F
TEL 050-3808-5528

〈団体保険契約者〉日本コープ共済生活協同組合連合会

公的介護保険についてご存知ですか？







もしも親が認知症になったら、、、

※軽度認知障害は対象外です。







経済産業省　認知症 WG 事務局「認知症のご家族への調査」2019年

ご家族のみなさまの

介護・認知症保険

親御さまやお子さまもあわせてご加入できます！

79歳まで新規加入できます！
組合員さまの親御さまも加入しやすく（継続は満89歳まで）

公的介護保険の対象とならない40歳未満の方も加入できます！

もし介護が必要になったら!?

介護や認知症リスクの高まる70～80代の子ども世代はちょうど働き盛りの場合が多く、万が一親の介護が必要となった場合、仕事、家庭と介護の両立は大きな課題となってきます。コープの介護・認知症保険は、遠方にお住まいの別居の親御さまにもご加入いただけます。

- ●公的介護保険では、40歳未満の方は対象になりません。
- ●月払保険料80円（介護一時金500万円コース）とお手頃な保険料。
- ●組合員のお子さまなど40歳未満の方も追加で加入しませんか。

保険金をお支払いする場合

【介護プランにご加入の場合】保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかとなった場合、所定の介護一時金をお支払いします。

①公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となったとき

②損保ジャパン所定の要介護状態（公的介護保険制度における要介護2から5の状態が目安）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合

年齢別の対象範囲

被保険者の年齢	①公的介護保険制度の要介護2から5の認定	②損保ジャパン所定の要介護状態
40歳未満	対象外（40歳未満は公的介護保険制度の対象外）	年齢・要介護状態になった原因を問わず対象（交通事故なども対象）
40～64歳以下	要介護状態になった原因は加齢に伴う特定疾病（16種類）に限定	
65歳以上	要介護状態になった原因を問わず対象（交通事故なども対象）	

※損保ジャパン所定の要介護状態の詳細については取扱代理店・損保ジャパンまでお問い合わせください。

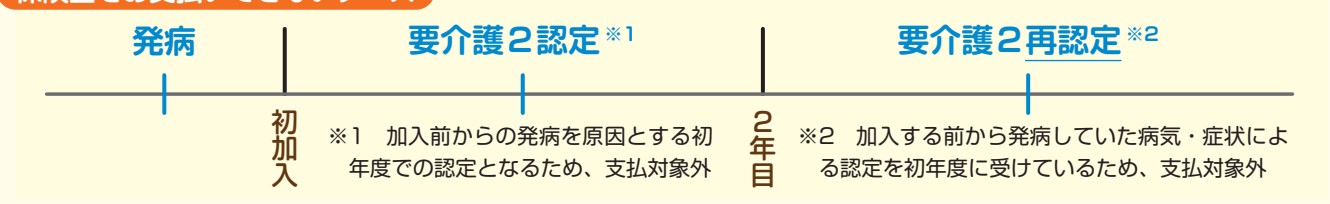
【認知症プランにご加入の場合】保険期間中に、初めて医師によって認知症と診断確定された場合に所定の認知症診断一時金をお支払いします。
※軽度認知障害は対象外です。

2027年1月始期契約からの重要な変更点のお知らせ

2027年1月以降に加入・継続した契約から、**「当該保険契約に初めて加入する前から発病していた病気・症状等を原因とする要介護認定（当社所定の要介護状態を含む）」**の取扱が変更となります。

具体的には、**初めてこの保険に加入する前から発病していた病気・症状を原因**として、**加入した最初の保険期間内に公的介護保険要介護認定（2以上）または当社所定の要介護状態に該当**していたことがある場合は、その後に**同じ病気・症状が原因で再度認定等を受けても保険金はお支払いできません。**

保険金をお支払いできないケース



初めてこの保険に加入する前から発病していた病気・症状が原因だとしても、加入後2年目以降に初めて保険金の支払事由に該当した場合の取扱に変更はございません。具体的には「加入初年度に要介護認定2以上または当社所定の要介護状態に該当していなかった」ことが診断書等で客観的に確認できる場合は、保険に加入する前から発病していた病気・症状が原因であっても、保険金支払の対象となる場合があります。ただし、ご契約時の健康告知の状況等により異なることがありますので、あらかじめご了承ください。

新・団体医療保険にご加入の皆さまへ

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）等をセットしたものです。
■保険契約者：日本コープ共済生活協同組合連合会
■保険期間：令和9年1月1日午後4時から1年間となります。保険期間の中途での加入の場合はこのかぎりではありません。
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入者：生協の組合員または組合員と同一の世帯に属する方
●被保険者：①加入者本人　②左記①の配偶者・ご両親・お子さま（同居、生計を共にする、血族か姻族か　は問わない）
③上記①の同居の親族（生計を共にする、血族か姻族か　は問わない）
（新規の場合：介護プラン0歳～79歳、認知症プラン18歳～79歳　継続の場合：両プラン共通：満89歳まで　上記の方が対象となります。）
●お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の生協までご提出ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した「ご継続のご案内」に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合(注)	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合(注)	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した書類をご提出いただきます。

（注）保険始期（令和9年1月1日）時点で満80歳の方で、前年、700万円・500万円コースでご加入されていた場合は、300万円・200万円・100万円コースのいずれかへの変更が必要となります。
「ご継続のご案内」の前年同等内容には300万円コースを打ち出しております。300万円コースで継続加入される場合は、書類のご提出は不要です。200万円・100万円コースで継続加入される場合は、取扱代理店までご連絡ください。認知症プランの場合は保険始期時点で満80歳となった場合は50万円コースで「ご継続のご案内」が作成されます。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。なお、加入スケジュールについてはP8加入の方法に記載しておりますので、ご確認ください。
●中途解約：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。なお、解約に際して、返れい金のお支払いはありません。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

介護一時金

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が保険期間中に、以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。
①公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合(※1)
②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合

（※1）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。
（※2）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
（注）公的介護保険制度連動（要介護2以上）支払特約（介護一時金用）がセットされています。

認知症一時金

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、保険期間中に、認知症と診断確定された場合は、認知症一時金をお支払いします。
保険金をお支払いした場合、特約(※)は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。
（※）軽度認知障害等一時金支払特約および認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）をいいます。

介護一時金・認知症一時金共通

保険金をお支払いできない主な場合（介護・認知症一時金共通）

①故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
⑥先天性異常
⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
⑨地震、噴火またはこれらによる津波
など

【介護一時金】
（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態(※)の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態(※)に該当した場合を除きます。
①疾病、傷害その他の要介護状態(※)の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が要介護状態(※)に該当した日の支払条件により算出された保険金の額
（※）公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態をいいます。

【認知症一時金】
（注）初年度加入の締結後に保険金のお支払い条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に認知症に該当した場合を除きます。
①疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金額の額
②被保険者が認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

【傷害】傷害死亡保険金※

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。

傷害死亡保険金の額＝傷害死亡保険金額の全額

※傷害死亡保険金には「天災危険補償特約」がセットされており、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害死亡に対しても保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失
②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
⑤脳疾患、疾病または心神喪失
⑥妊娠、出産、早産または流産
⑦外科的手術その他の医療処置
⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

<告知の大切さについてのご説明>

○告知書は申込人が、ご本人または加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」が掲載されているPDFを**右記の二次元コードからダウンロードしていただき、必ずご確認ください。**

重要事項等説明書はこちら

重要

★5歳きざみで保険料が変わります。(0～39歳は変わりません)
新規ご加入の場合、保険開始日時点の満年齢の保険料が適用されます。
翌年からのご継続にあたっては1月1日時点の満年齢の保険料が適用されます。

【介護医療保険料控除対象】※傷害死亡保険金部分を除きます。(令和8年7月現在)

コース別保険料

*保険料は男女問わず同額です。

▶介護プラン1コースと認知症プラン1コースそれぞれに加入することも可能です。

▶介護一時金500万円と認知症一時金200万円の両方に加入することで合計700万円まで加入可能

保険期間1年
団体割引28.51%

介護プラン



認知症プラン



全コース傷害死亡保険金100万円(天災危険補償特約セット)込み
※傷害死亡保険金は、事故によりケガをされ死亡された場合にお支払いします。

	被保険者満年齢	介護一時金500万円コース 月払保険料	介護一時金300万円コース 月払保険料	介護一時金200万円コース 月払保険料	介護一時金100万円コース 月払保険料	認知症一時金200万円コース 月払保険料	認知症一時金100万円コース 月払保険料	認知症一時金50万円コース 月払保険料
新規・継続でご加入できるコース	0~17歳	80円	70円	60円	50円	—	—	—
	18~39歳	80円	70円	60円	50円	800円	400円	—
	40~44歳	130円	90円	80円	60円	800円	400円	—
	45~49歳	250円	170円	130円	90円	800円	400円	—
	50~54歳	450円	290円	210円	130円	800円	400円	—
	55~59歳	900円	560円	390円	220円	1,170円	590円	—
	60~64歳	1,750円	1,070円	730円	390円	1,620円	810円	—
	65~69歳	2,960円	1,800円	1,210円	630円	2,610円	1,310円	—
	70~74歳	6,240円	3,760円	2,520円	1,280円	5,290円	2,650円	—
	75~79歳	13,050円	7,850円	5,250円	2,650円	10,410円	5,210円	—
継続のみ	80~84歳	—	15,750円	10,510円	5,280円	—	—	4,820円
	85~89歳	—	29,360円	19,590円	9,820円	—	—	8,230円

※軽度認知障害は対象外です。

ご継続時のコース変更について

●コース変更は更新時（毎年1月1日）のみとなります。コース変更時の保険料は1月1日時点の満年齢が適用されます。
●介護一時金または認知症一時金の額が減額となるコースに変更する場合は、告知なしでご継続できます。
●介護一時金または認知症一時金の額が増額となるコースに変更する場合は、新たな告知が必要です。

【介護プランの場合】
●新規加入可能年齢：0～満79歳まで。（満89歳まで継続可能です。）満80歳以上は300万円コース以下でのご継続となります。

【認知症プランの場合】
●新規加入可能年齢：満18～満79歳まで。（満89歳まで継続可能です。）満80歳以上は50万円コースでのご継続となります。

【介護・認知症プラン共通】
●新規加入時の保険料は保険開始日時点の満年齢が適用されます。
●保険は1年更新です。5歳きざみで保険料が変わります。（更新時の保険料は、毎年1月1日時点の満年齢の保険料が適用されます。）
●解約返れい金はありません。
●介護・認知症プランそれぞれに1コースずつ加入可能です。プラン毎に複数のコースへの加入はできません。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

加入の方法

加入依頼書兼告知書の提出
●告知していただいた内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ、保管してください。
●告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

毎月の締切日　右のスケジュール一覧をご確認ください。
保険の開始日　右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の引き落とし
右のスケジュール一覧をご確認ください。登録された口座より引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

加入者カードの送付
加入者カードは大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

契約継続時の取扱い
既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書兼告知書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

スケジュール一覧

①	②	③	④
加入依頼書兼告知書提出締切日	保険開始日	第1回保険料引き落とし日	契約更改日
毎月15日	①の翌々月1日	①の翌々月6日	翌年1月1日

［保険料の自動引き落としができなかった場合］
●初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としできなかった場合は、申込みは無効となります。
●第2回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2か月連続して引き落としできなかった場合は、最終保険料引落月の翌月1日に保険契約は失効となります。

［契約の変更や解約をしたい場合］
加入窓口までご連絡ください。

［生協を脱退する場合］
このコープの介護・認知症保険は生協組合員を対象とした制度のため、コープの介護・認知症保険も脱退の手続きをさせていただきます。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、この告知書に記載された個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①および②、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。
①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、募集文書掲載の取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1　保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
□ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約　□ 保険金額　□ 保険期間
□ 保険料、保険料払込方法　□ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2　ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
□ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
【補償重複についての注意事項】補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。



3　お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。
□ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店・引受保険会社　●保険商品の内容全般や補償内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●取扱代理店
株式会社 東都ライフサービス
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3 VORT 笹塚10F
TEL 0120-17-7625　：　FAX 03-6276-7774
（受付時間：月曜日～金曜日　9:00～17:00（土・日・年末年始は除く））

●引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社　団体・公務開発部　第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル12F
TEL 050-3808-5528　：　FAX 03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●お客さま告知相談窓口　TEL：0120-101-591
告知に関するご相談は右記までご連絡ください。受付時間：平日　午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日を除きます。）

●保険金請求に関するお問い合わせ窓口
事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】　TEL：0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●損保ジャパンへの相談・苦情窓口　損保ジャパンへの相談・苦情に関しては下記のカスタマーセンターまでご連絡ください。
損保ジャパン　カスタマーセンター：TEL：0120-888-089
受付時間：平日　午前9時から午後8時まで　土日祝日　午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日までは休業）
※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
＜損保ジャパン公式ウェブサイト＞ https：//www.sompo-japan.co.jp/

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
TEL：03-4332-5241（全国共通）※おかけ間違いにご注意ください。受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

募集文書作成部署　損害保険ジャパン株式会社　団体・公務開発部第一課　〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1　TEL 050-3808-5528

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

SJI26-12842　作成日：2026年9月3日